

第二期 長野市都市内分権推進計画の 取組概要と評価

平成27年1月

評価の凡例

- 目標達成または十分な取組があったが引き続き取り組むもの
- △ 取組が低調または未達成で引き続き取り組むもの
- 当面の間凍結し、次の計画には引き継がないもの
- ▲ 将来的に必要なに応じて検討するとして引き継ぐもの

Ⅲ 第二期長野市都市内分権推進計画での取組と評価

1 基本的な取組と評価

(1) 市の基本姿勢

取組事項	取組の具体的な内容
市の基本姿勢の確認	住民自治協議会は協働の相手方であることを認識し、「市民公益活動促進のための基本方針」に基づき、協働を進めるものとし、住民自治協議会が行政の下請け機関ではなく、地区課題の解決を通じて「住民の福祉を増進すること」を目的としている考え方や取組を尊重し、十分に話し合い、合意を得て、住民自治協議会の活動を支援してきました。
所管課	
都市内分権課	
取組概要	<ul style="list-style-type: none">◆ 住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定の締結◆ 住民自治協議会と長野市との協働に関する年度協定の締結◆ 長野市住民自治協議会連絡会の開催◆ 地区活動支援担当者（支所長）会議の開催
評価 ○	平成 22 年度の本格的な活動開始から 5 年目を迎えて、住民自治協議会の活動は定着されつつあります。

(2) 市職員の意識改革等

取組事項	取組の具体的な内容
都市内分権に関する研修	都市内分権を推進し、住民自治協議会と行政との協働を進めるため、都市内分権に関する研修会を計画的に実施するとともに、地区活動に参加しやすい環境の整備にも継続的に取り組んできました。
所管課	
都市内分権職員研修所	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 階層別研修 <ul style="list-style-type: none"> 新任職員研修（平成 22 年度から平成 26 年度） 各年度 1 回 管理職研修（平成 22 年度及び平成 23 年度） 各年度 1 回 課長補佐研修（平成 22 年度） 1 回 係長研修（平成 22 年度から平成 24 年度） 各年度 1 回 ◆ 地区支援担当向け研修（平成 25 年度及び平成 26 年度） 各年度 1 回 ◆ 住民自治活動フォーラム（住民自治協議会の活動発表）の聴講（平成 22 年度から平成 25 年度） 各年度 1 回
評価 ○	市の事務事業を行う上で、住民又は住民自治協議会に安易に依頼や要請を行うのではなく、住民側の負担軽減や必要性について、十分検討すべきであることを職員が意識するように変化してきています。

(3) 市民理解の促進

取組事項	取組の具体的な内容
市民理解の促進	市民の皆さんの自治意識を高め、住民自治協議会への参加・協力が得られるよう、各地区での説明会や出前講座はもとより、「広報ながの」で住民自治協議会の活動を紹介したり、地区イベント等の際に地区活動支援担当からPRするなど、住民自治協議会との連携を含め、あらゆる機会をとらえて理解を求めてきました。
所管課	
都市内分権課	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「広報ながの」への掲載：各年度1回 ◆ 住民自治活動フォーラムの開催：各年度1回 ◆ 長野市公式ホームページへ各地区住民自治協議会のホームページのリンク
評価 ○	平成24年に実施したまちづくりアンケートでは、およそ6割の市民が住民自治協議会またはその活動を認識していると答えており、市民理解の促進が図られているものと考えますが、一方で「よくわからない」と答えた方も4割いるため、更なる理解の促進が必要です。

(4) 人材の発掘・育成

取組事項	取組の具体的な内容
公民館との連携・市民公益活動センター及びボランティアセンターとの連携	住民自治協議会の活動が主体的かつ継続的に行われるよう、公民館等と連携して、住民参加・協働に向けた意識改革や活動をけん引する人材の発掘・育成を図ってきました。
所管課	
企画課 生涯学習課 職員課	
取組概要	<p>長野市立公民館や生涯学習センターでは、地区内の人材発掘や育成を目的とした住民自治協議会公民館部会役員会や地域公民館連合会の役員交流研修会などが開催されました。</p> <p>◆ 市立公民館での講座実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公民館長、主事研修会 平成 22 年度：2 講座 平成 23 年度：3 講座 ・ 公民館活動講演会 平成 24 年度：1 講座 平成 25 年度：2 講座
評価 △	住民自治協議会や地域公民館など地域で活躍する人材も育ち始め、法人を設立して市民農園事業に取り組む地区などの動きが見られました。

2 住民自治協議会の活動支援と評価

(1) 地区活動支援担当・支所等による支援

取組事項	取組の具体的な内容
地区活動支援担当・支所等による支援	支所については支所長、第一地区から第五地区については市民活動支援課長並びに地区担当職員を地区活動支援担当に任命し、次の支援を行ってきました。
所管課	(ア) 都市内分権に関する住民への理解及び促進を図ること
都市内分権課 市民活動支援課 各支所	(イ) 住民自治協議会の活動を支援すること (ウ) その他都市内分権の目的を達成するため市長が必要と認めること
取組概要	<p>【地区活動支援担当による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民自治協議会の活動開始直後は、事務局の業務を全面的に支援しました。事務局体制の充実に合わせて、実務面や事務処理方法の改善などについて、側面的な支援に切り替えてきました。 ◆ 職員地区サポートチームについては、期待した効果がなかったことから、業務ごとに職員のボランティア支援に切り替え、支援者の募集等について便宜を図ってきました。 ◆ 住民自治協議会の将来像や目標を定め、その実現に向けた「地区まちづくり計画」の策定や見直しを支援しました。 ◆ 支所長を住民自治協議会と行政との協働のまちづくりの調整役に位置付けて、総合的に支援を進めました。また、平成24年3月には地区活動支援担当者の担当業務について、役割をより具体化させました。
評価 ○	<p>住民自治協議会の活動が本格的にスタートした直後、住民の主体性を尊重するあまり、「支所が遠くなった。」との声がありました。そこで、地区活動支援担当である支所長は地区のまちづくり活動の調整役であることを再確認し、支所が積極的にかかわることとしました。その結果、支所長が住民自治協議会事務局長と連携し、行政と住民自治協議会との協働のまちづくりを進める体制を再構築することができました。</p>

(2) 事業担当課による支援

取組事項	取組の具体的な内容
事業担当課による支援	事業担当課(地域行政に関する事業を行うすべての部署)は、これまで以上に地域の実情や特性に精通・配慮することで、地域の皆さんの要望を的確に把握し、その実現に向けて、担当する専門分野の立場から、地区活動支援担当や都市内分権課と連携して対応することとしました。
所管課	
事業担当課 (全所属)	特に、これまで各種団体を所管していた課は、団体で実施してきた活動を住民自治協議会に移行する際に生じる課題や疑問等に対し、解決に向けて積極的に支援することとしました。
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民自治協議会の要請に応じて、それぞれの業務の担当課が所管する分野の情報提供を行いました。 ◆ 住民自治協議会による地区まちづくり計画の策定・見直しに当たって、要請に応じて相談を受けたりアドバイスを行いました。 ◆ 住民自治協議会が取り組む事業の計画や実施に当たって、相談を受けたりアドバイスを行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考となる統計データの提示や分析 ・ 講演会の趣旨に応じた講師のリストアップ ・ 地区住民要望に対応できる事業計画に関する相談・助言 ・ 事業目的に応じて、協力を得られるNPO等の紹介やコーディネート
評価 ○	<p>事業担当課は都市内分権課や地区活動支援担当を通じて、各地区の住民自治協議会の課題や要望に対して、専門的な視点から支援を行うこととしていましたが、住民自治協議会の主体性を尊重する余り、自らの積極的な活動に欠け、結果として地区や地区活動支援担当任せと感じられる結果となりました。</p> <p>それぞれの担当施策については、積極的に地域へ働き掛けることが重要であることを説明し、それぞれの担当課において支援体制を整えることとしました。</p>

(3) 都市内分権課による支援

取組事項	取組の具体的な内容
都市内分権課による支援	地域振興部及び都市内分権課を新設し、庁内組織の再編・強化を図ることとしました。
所 管 課	
都市内分権課	
取組概要	<p>① 地区活動支援担当のバックアップ及び総合調整 先進事例や他地区に関する情報の提供など、地区活動支援担当のバックアップを行いました。</p> <p>② 住民自治協議会連絡会の事務局 住民自治協議会長により構成される住民自治協議会連絡会の事務局を担当し、住民自治協議会と市との協働を円滑に進めました。</p> <p>③ 住民自治協議会の活動に対する相談等 1年に2回程度定期的住民自治協議会を訪問し、各地区の課題や地域での取組について意見交換をするとともに、事務や会計処理について必要なアドバイスをを行いました。</p>
評 価 ○	<p>① 平成 22 年度に地域振興部を創設し、都市内分権課を設置しました。都市内分権課は、支所を側面から支援するとともに、住民自治協議会に対する庁内の窓口となり、支所と連携しながら各地区のまちづくり活動を支援することができました。</p> <p>② 連絡会を開催することにより、地区間の情報交換の内容や住民自治協議会共通の市への提案や要望を直接聞く中で、住民自治協議会が直面する課題を適時に把握ができ、市との協働に活かすことができています。</p> <p>③ 住民自治協議会活動に対する適切な運営の支援に繋げることができました。</p>

(4) 財政的支援

取組事項	取組の具体的な内容		
財政支援	住民自治協議会を対象とした3つの財政支援策を創設しました。その後、平成24年度には、住民自治協会自立支援補助金を創設しました。		
所管課			
都市内分権課 市民活動支援課			
取組概要	① 地域いきいき運営交付金		
	交付実績 (単位：円)		
	年度	交付額	備考
	H22	258,330,000	
	H23	289,225,000	人件費加算額を増額
	H24	292,842,300	スポーツ事業補助金を組入れ
	H25	293,260,000	
	H26	294,091,000	
	② 地域やる気支援補助金		
	交付実績 (単位：円)		
年度	交付額	備考	
H22	9,515,000	14地区 16事業	
H23	9,768,000	15地区 18事業	
H24	9,866,000	14地区 14事業	
H25	9,439,000	14地区 16事業	
H26	8,873,000	13地区 13事業	
③ やまざと支援交付金			
交付実績 (単位：円)			
年度	交付額	備考	
H22	7,729,299		
H23	7,800,000		
H24	23,062,746	活性化推進員の雇用経費を加えて交付することに変更した。	
H25	23,400,000		
H26	23,400,000		

	<p>④ 住民自治協議会自立支援補助 交付実績 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="513 383 1362 580"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>30,030,643</td> <td>28 地区</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>34,579,327</td> <td>31 地区</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>38,400,000</td> <td>32 地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 26 年度交付額は予算額</p>	年度	交付額	備考	H24	30,030,643	28 地区	H25	34,579,327	31 地区	H26	38,400,000	32 地区
年度	交付額	備考											
H24	30,030,643	28 地区											
H25	34,579,327	31 地区											
H26	38,400,000	32 地区											
<p>評 価 ○</p>	<p>① 地域いきいき運営交付金 できるだけ用途を限定せず柔軟な運用を可能としているため、各住民自治協議会の諸活動の財源として有効に活用されています。</p> <p>② 地域やる気支援補助金 地区課題の解決や、地区の独自事業など、地区ごとに創意工夫された事業の申請があり、地区の活動の見直しや、住民自治協議会活動を促進する効果が見られました。 また、平成 25 年度から、同一地区での連続した事業実施に関する制約を廃止し、2 年度にわたる継続事業も可能としたほか、公開選考会を 2 月の開催とし、当年度から事業に着手できるようにするなど、より利用しやすい制度となるように改善を図りました。</p> <p>③ やまざと支援交付金 支障木の伐採や市道の草刈り、農家民泊など、地域で考える課題に取り組むための財源として有効に活用されています。 その一方で、地域活性化推進員の必要性や他の財政支援策との関連が不明確になっています。</p> <p>④ 住民自治協議会自立支援補助金 平成 25 年度末で 31 地区、平成 26 年度からは全 32 地区で事務局長が雇用され、役員の負担軽減や活動の継続性の確保、事務局機能の強化などにつなげることができました。</p>												

(5) 地域活性化推進員

取組事項	取組の具体的な内容
地域活性化推進員	<p>中山間地域 13 地区に「地域活性化推進員」を配置し、地域課題の解決のために、集落点検や、活性化対策及び集落支援等に必要な事業を行うこととしました。</p>
所 管 課	
市民活動支援課	
取組概要	<p>平成 21 年度から、中山間地域 11 地区に地域活性化アドバイザーを配置しました。また平成 22 年度からは、「地域活性化推進員」と名称を改め、信州新町及び中条地区を加えた 13 地区において、住民自治協議会、各支所及び関係各課等と連携の上、次のような活動に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 集落点検活動に関すること。 ◆ 計画の策定支援に関すること。 ◆ 住民との話し合いに関すること。 ◆ 活性化対策及び集落支援等に必要な事業に関すること。 <p>その他上記の業務に加え、不法投棄パトロール、地域での共同作業、有害鳥獣対策など、地域が抱える固有の課題について、具体的な支援活動を行いました。</p> <p>また、平成 23 年度までは市職員として雇用していたが、平成 24 年度から、やまざと支援交付金に地域活性化推進員の雇用経費を加えて交付することとしました。</p>
評 価 ○	<p>地域の独自課題を解決するための事業費への流用も認めたこともあり、地域における用途の自由度が高まったほか、地域での雇用創出にも効果がありました。</p>

(6) 職員地区サポートチーム

取組事項	取組の具体的な内容	
職員地区サポートチーム	<p>意欲を持った職員が住民自治協議会活動に積極的にかかわることができるように、市職員のボランティアによる「職員地区サポートチーム」制度の運用について検討することとしました。</p>	
所 管 課		
都市内分権課		
取組概要	<p>「職員地区サポートチーム」制度については、第一期計画の評価において登録職員数が少ない一方、住民自治協議会側も職員の能力を活用できる支援内容を想定できないなど、活発な活動ができていませんでした。</p> <p>第二期計画においては、弾力的な職員支援のあり方を検討し、住民自治協議会の要請により地区活動支援担当が庁内 LAN を活用し、全市職員に対して各地区の住民自治協議会活動へのボランティアを募る方法に移行しました。</p>	
評 価 ○	<p>「職員地区サポートチーム」制度については、課題が多かったこともあり、定着を図ることができませんでしたが、事業ことにボランティアを募集する方式に変更した結果、意欲ある職員が自主的な判断で活動に参加する形が出来上がりました。</p>	

3 新たな仕組みづくりの推進

(1) 各種団体の見直し

取組事項	取組の具体的な内容
各種団体の見直し	<p>地域へ交付されている様々な補助金等を「地域いきいき運営交付金」に含めることができないかどうか、また、法律に基づいて設置された団体等のあり方を、「補助金等に一括交付金化」と「団体のあり方」に分けて、地域の皆さんの声を聞きながら検討を進めることとしました。</p>
所管課	
都市内分権課	
取組概要	<p>国や県との協議を視野に入れた各種団体のあり方に関する見直しについては、その団体が存続している根拠や歴史的経過、またその団体の関係先も様々であることなどから、あり方自体についての具体的な検討は進みませんでした。</p> <p>また、補助金等の一括交付金化については、長野市から地域へ交付されている様々な補助金等について検討した結果、スポーツ事業補助金については、平成 24 年度から「地域いきいき運営交付金」に含めることとしましたが、その他の補助金については関係法令等により、その目的に応じて交付されているため、見直しは進みませんでした。</p>
評価 ●	関係法令等があり、具体的な見直しは困難でした。

(2) 地域総合事務所構想

取組事項	取組の具体的な内容
地域総合事務所の設置	支所と住民自治協議会が協力し合ってよりよい地域づくりを目指す機運が高まり、地区の一体感も醸成されてきた現状に鑑み、地域総合事務所及び地域会議については、住民自治協議会の成熟状況等を総合的に勘案し、市民の皆さんの意見を十分にお聴きしながら、必要に応じて検討することとしました。
所管課	は、住民自治協議会の成熟状況等を総合的に勘案し、市民の皆さんの意見を十分にお聴きしながら、必要に応じて検討することとしました。
企画課 都市内分権課	ただし、行財政改革を進める中で、市の組織の見直し等を検討する必要性が生じた場合、今後の住民自治協議会の成熟状況等を十分に勘案することを前提に、地域総合事務所構想に固執せず、モラル的な取組も視野に入れ、より効果的な地域行政が行えるよう総合的に検討することとしました。
取組概要	<p>地域総合事務所構想については、住民自治協議会の成熟状況や、市民の皆さんの意見を十分に聞きながら必要に応じて検討することとしていました。</p> <p>しかし、地域総合事務所を設置する地域の選定が困難であること、総合事務所を設置した場合の効果が明確でないこと等に加えて、現状は支所機能を維持する方向にあることから、将来において必要に応じた検討をすることとして、当構想は凍結することになりました。</p>
評価 ▲	現段階での凍結は妥当と考えます。なお、将来において必要に応じた検討をすることとします。

(3) 自治基本条例の制定

取組事項	取組の具体的な内容
自治基本条例制定	自治基本条例に定めるべき事項のうち、その時点で必要となる事項について順次定めていくという考えのもと、その都度、市民との十分な協議を経て、必要となる事項について条例化等することを検討します。将来、その集大成として『自治基本条例』として整備することを基本方針としました。
所管課	
都市内分権課	
取組概要	<p>長野市議会等において条例制定の検討を求める意見がありましたが、住民自治への市民意識の高まりを見極めながら検討していくこととしています。</p> <p>また、自治基本条例に定めるべき事項のうち、その時点で必要となる事項について順次定めていくという考えの下、その都度、市民との十分な協議を経て、必要となる事項について条例化することを検討し、将来、その集大成として条例を整備することとしています。</p>
評価 ▲	現段階では制定を考えていませんが、将来において必要に応じた検討をすることとします。

(4) 住民自治協議会の法人化等についての対応

取組事項	取組の具体的な内容
住民自治協議会の法人化	将来、住民自治協議会が更に発展していくためには、収益事業の導入や法人化による権利能力の付与が必要となる場合なども想定されることから、住民自治協議会の活動状況に応じて、これらについて検討を進めることとしました。
所管課	
都市内分権課	
取組概要	<p>住民自治協議会が活動する上で法人格が必要となる場合は、その目的に応じ、個別具体的な提案に対して必要な支援を行ってきました。</p> <p>なお、市民農園事業の実施のために法人を設立する地区もありました。</p>
評価 △	法人格を必要とする住民自治協議会が少なかったため、法人格を取得する住民自治協議会はあまりありませんでした。